

甲府市SDGs推進パートナー登録制度Q&A (令和5年6月30日版)

【趣旨】

Q. 「甲府市SDGs推進パートナー登録制度」はどのような制度ですか。

A. SDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を登録し、企業・団体等のSDGsの取組を「見える化」することで、SDGsの取組をより一層推進させることを目的とする制度です。

Q. 登録すれば、SDGs達成に向けて取組をしていることになりますか。

A. 登録はあくまで、SDGsを知り、具体的なアクションを進めるための第一歩に過ぎません。登録をきっかけとして、企業・団体等の内部全体でSDGsに関する理解を一層深め、独自の取組が進むことを期待しています。

Q. 登録すると、どのようなメリットがありますか。

A. 甲府市ホームページでの登録企業・団体等の紹介や登録者への情報提供等を行うほか、「甲府市SDGs推進助成金制度」へ申請することができます。なお、助成金制度については、今後の予算の確保状況等により、変更となる場合があります。

また、パートナー登録団体間の交流会の実施や、登録団体の資源やノウハウを活かしたSDGs経営アドバイスやSDGsセミナーの開催を予定しています。

Q. 登録することで期待される効果はどんなことが考えられますか。

A. 次のような効果が期待されます。

- ・企業や団体等のイメージアップ
- ・人材の確保、育成
- ・企業や団体等関係者の意識改革、モチベーションアップ
- ・様々なステークホルダーとの連携強化
- ・販路、企業間取引の拡大
- ・活動範囲の広がり

【申請・登録について】

Q. 申請に手数料や登録料などの費用はかかりますか。

A. 本制度への登録は無料です。

Q. 申請できる対象者は誰ですか。

A. 市内に事務所等を有し、市内において事業活動を行う法人、団体、個人事業主等が対象です。

- Q. 法人格を有しない任意団体や個人でも申請できますか。
- A. 法人格の有無は問いませんので、任意団体も申請できますが、個人（個人事業主を除く）では申請はできません。
- Q. 市内に事業所を有していませんが、甲府市が営業エリアに含まれている場合や、今後事業所を設立する予定がある場合は申請できますか。
- A. 申請時点で市内に事業所がない場合は申請できません。
- Q. 市外に本社があり、市内に事業所がある場合、事業所名で申請できますか。
- A. 可能です。申請は市内にある事業所の名称で行ってください。
- Q. 市内に複数の事業所がありますが、事業所ごと申請する必要がありますか。
- A. 事業所ごとの申請でも、複数事業所まとめた申請でも構いません。ただし、事業所ごとに申請する場合は、事業所ごとの取組や目標を記入してください。
- Q. なぜ、SDG s の取組をホームページやチラシ等で発信しなければいけないのですか。
- A. 「甲府市SDG s 推進パートナー登録制度」は、企業・団体等のSDG s の達成に向けた取組を「見える化」し、SDG s の具体的な取組を促進することを目的としていますので、企業・団体等が自ら発信することで、多くの皆様に伝わることを期待しています。また、SDG s の取組には「透明性と説明責任*」が求められることから、取組の状況等について発信していくことが求められます。
- *SDG s 推進本部「SDG s 実施指針改定版」の「実施のための主要原則」を参考としています。
- Q. 登録を機にSDG s の取組を実施しようと考えていますが、申請可能ですか。
- A. 申請時点で既にSDG s の取組を実施している必要があります。
- Q. 申請書について審査はありますか。
- A. 目標や取組内容についての審査はありませんが、登録要件を満たしているか、必要事項がすべて記載されているかを確認させていただきます。書類の不備や確認事項等がある場合は、申請書にご記入いただいた連絡先に連絡させていただくことがあります。
- Q. 交付された登録証は、自社のホームページ等で公開しても良いですか。
- A. 登録証は、社内に掲示していただくほか、ホームページで公開していただく等、積極的にご活用ください。ただし、登録証の加工や修正は行わないようお願いいたします。
- Q. 郵送や持参による申請は認められますか。
- A. SDG s の理念（資源の保全等）に基づき、原則、メールでの申請をお願いします。困難な場合には、郵送・持参による申請も認めます。

- Q. 登録証の有効期間は3年とありますが、更新の際はどのような書類が必要となりますか。
- A. 登録申請時と同様の書類を提出いただく予定ですが、対象者には更新のご案内をお送りします。
なお、更新に伴う登録証の再交付は行いませんので、既に交付されているものを引き続きお使いください。
- Q. 「企業の業種」について、どれを選択したら良いかわかりません。
- A. 日本標準産業分類を参考に、該当する種別を選択してください。
- Q. 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。
- A. 申請者の事業所等のおおよその規模等を把握するためにご記入いただきます。通常、対外的に公表している従業員数をご記入ください。
- Q. 「取組方針等と目指す姿」にはどのようなことを記載すれば良いですか。
- A. 企業等の経営理念や団体の運営方針が、どのような形でSDG s達成に資するのか、SDG s達成に向けてどのように貢献していくのか等について記載してください。
- Q. 「2030年に向けた指標」は数値目標でなければなりませんか。
- A. 取組の進捗状況を把握するためにも、原則として数値目標としてください。登録後は、毎年4月に、前年度の取組や進捗状況の報告をしていただきます。記入にあたっては、SDG s達成に向け、定量的にどのように貢献できるのか考えるきっかけにしてください。
- Q. 「取組及び指標の達成状況」は、初回申請時に記入する必要はありますか。
- A. 初回申請時は記入不要です。毎年4月の進捗状況報告時に記入していただきます。
- Q. 指標の目標値を達成できなかった場合、不利益となることはありますか。
- A. 本制度においては、達成状況によって、企業等に不利益になることはありません。
- Q. 登録内容を変更したい場合、どのように手続きが必要になりますか。
- A. 甲府市SDG s推進パートナー登録制度変更届（第2号様式）に変更箇所を記載し、速やかにご提出をお願いします。
- Q. 申請書に押印は必要ですか。
- A. 必要ありません。
- Q. 申請書は公開されますか。
- A. 企業・団体等の「名称」、「住所」、「重点的な取組」を市のホームページで公開します。